

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第41号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年大和市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「別表第4第10号」を「別表第4第6号の2、第10号」に改める。

別表第4第6号の次に次の1号を加える。

6の2 職員が不妊治療又は不育治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	出生サポート休暇	1年度において10日の範囲内の期間	
---	----------	-------------------	--

別表第4第11号及び第12号中「写し等」を「写し」に改め、同表第15号中「の写し等」を「等の写し」に改め、同表備考第1項中「第10号」を「第6号の2、第10号」に改める。

(大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年大和市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3中第10号を第15号とし、同表第9号中「写し等」を「写し」に改め、同号を同表第14号とし、同表第8号の次に次の5号を加える。

9 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年度における勤務日が121日以上であるもの(別表第4においてこれらの者を「日数要件該当者」という。))であつ	出生サポート	1年度において10日の範囲内の期間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない場合は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間の範囲内	
--	--------	--	--

<p>て、6月以上の任期が定められ、又は6月以上継続勤務しているものに限る。第12号及び第13号において同じ。)が不妊治療又は不育治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>休 暇</p>	<p>の期間)</p>	
<p>10 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出 産 休 暇</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>	<p>母子健康手帳等の写しで出産予定日の分かるもの</p>
<p>11 女性会計年度任用職員が出産した場合</p>		<p>出産の日の翌日から8週間目に当たる日までの期間(産後6週間を経過した女性会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>	<p>母子健康手帳等の写しで出産日の分かるもの</p>
<p>12 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>特 別 休 暇</p>	<p>2日の範囲内の期間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない場合は1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た時間の範囲内の期間)</p>	<p>出生届等の写し</p>
<p>13 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過す</p>		<p>5日の範囲内の期間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない場合は1日当たりの勤務時間に</p>	<p>母子健康手帳等の写しで出産予定日又は出産日の分か</p>

<p>る日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>5 を乗じて得た時間の範囲内の期間)</p>	<p>るもの</p>
---	---------------------------	------------

別表第3備考に次の3項を加える。

- 3 第9号、第12号及び第13号の休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 第15条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

別表第4中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同表第4号中「1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年度における勤務日が121日以上であるもの（以下これらの者を「日数要件該当者」という。）」を「日数要件該当者」に改め、同号を同表第2号とし、同表中第5号を第3号とし、第6号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 休暇規則別表第4備考第4項の規定は、第1号に規定するその子の当該職員以外の親について準用する。
- 2 別表第3備考第3項、第4項及び第5項の規定は、第2号及び第3号の休暇について準用する。
- 3 休暇規則第28条及び第28条の2の規定は、第4号の休暇について準用する。
- 4 休暇規則第28条の3の規定は、第5号の休暇について準用する。
- 5 第15条第4項の規定は、1日以外の単位で使用した第9号の休暇を日に換算する場合について準用する。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。